

# 浴 風 会 定 款

社会福祉法人 浴 風 会

# 社会福祉法人浴風会定款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
- (フ) 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (リ) 認知症介護研究・研修東京センターの経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人浴風会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都杉並区高井戸西 1 丁目 1 2 番 1 号に置く。

## 第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 11 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として選任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 1, 0 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、

評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

### 第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第 9 条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権 限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項に議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上14名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、7名以内を社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけて、この法人業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置く。

3 議長は、理事長になる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の互選で選任する。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事並びに専務理事の選定及び解職

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録で同意の表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長又は議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 会長

### (会長の選任)

第29条 この法人に会長1名を置き、理事会において選任する。

2 会長は、この法人の業務を総攬する。



## 第 7 章 顧問及び参与

### (顧問及び参与)

第 30 条 この法人に、顧問及び参与若干名を置く。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ意見を述べる。

## 第 8 章 資産及び会計

### (資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 40 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会

の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって

終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 介護人材の育成事業
- (4) 小規模型事業所内保育事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第10章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 駐車場経営業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平

成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

## 第11章 解 散

(解 散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する

## 第12章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人浴風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

本会の組織変更当初の役員は次のとおりとする。ただし、本会の組織変更後遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理 事	齊 藤 惣 一
同	赤 木 朝 治
同	下 松 桂 馬
同	賀 川 豊 彦
同	葛 西 嘉 資
同	木 村 忠 二 郎
監 事	岡 正 路
同	佐 伯 武 雄

- 2 平成12年8月8日付定款変更認可申請に係る理事の増員に伴い選任される理事の任期は、定款第7条の規定にかかわらず、平成14年7月14日までとする。
- 3 平成12年8月8日付定款変更認可申請に係る評議員の増員に伴い選任される評議員の任期は、定款第20条の規定にかかわらず、平成14年7月14日までとする。

基本財産明細表

別表1のA

基本財産明細表

建 物

所属	名 称	取得年月日	構 造	所 在 地	延 面 積
本部	礼拝堂	S2.12	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	杉並区高井戸西1丁目848番地1	393.02
	小 計		1 棟		393.02
養護	浴 風 園	H8.3.31	鉄筋コンクリート銅板葺 7階建	杉並区高井戸西1丁目818番地1	8,221.00
				” 818番地5	
				” 837番地	
	小 計		1 棟		8,221.00
特養	南 陽 園	H3.3.31	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建	杉並区高井戸西1丁目824番地2	9,049.94
特養	第二南陽園	S61.12.11	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	杉並区高井戸西1丁目818番地5	5,420.22
				” 1丁目842番地1	
				” 1丁目848番地1	
特養	第三南陽園	H14.2.28	鉄筋コンクリート造ステンレス銅板葺 7階建地下1階	杉並区高井戸西1丁目818番地1	11,500.00
				杉並区高井戸西1丁目818番地5	
				杉並区高井戸西1丁目824番地2	
				杉並区高井戸西1丁目824番地4	
	小 計		3 棟		25,970.16
軽費	松 風 園	S59.3.31	鉄筋コンクリート鉄骨造銅板葺4階地下 1階	杉並区高井戸西1丁目818番地1	6,378.83
				1丁目818番地4	
				1丁目814番地3	
”	電 気 室	S59.3.31	鉄筋コンクリート造銅板葺 平家	上記の附属建物	15.37
”	ケアハウス	H8.3.31	鉄筋コンクリート銅板葺 6階建	杉並区高井戸西1丁目818番地1	5,278.99
				818番地5	
				837番地	
	小 計		3 棟		11,673.19
病院	浴風会病院	H26.7.31	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付 6階建	杉並区高井戸西1丁目848番地1	19,177.53
老健	老健くぬぎ			杉並区高井戸西1丁目848番地15	
	小 計		1 棟		19,177.53
研究	研究・研修 センター	H13.2.28	鉄筋コンクリート一部鉄骨造6階地下1階	杉並区高井戸西1丁目848番地1	3,987.97
	小 計		1 棟		3,987.97
	合 計		11 棟		69,422.87

別表2のA

土 地

用 途	所 在 地	地 番	地 目	地 積
				m <sup>2</sup>
	東京都杉並区高井戸西1丁目	848番1	宅地	19,745.70
	〃	814番3	〃	287.73
	〃	816番1	〃	206.61
	〃	817番1	〃	1,246.61
	〃	818番1	〃	15,167.17
養護老人ホーム	〃	818番4	〃	4,095.86
特別養護老人ホーム	〃	818番5	〃	2,736.96
軽費老人ホーム	〃	818番7	〃	835.55
浴風会病院	〃	824番2	〃	6,410.84
	〃	824番4	〃	1,166.94
	〃	837番	〃	2,511.23
	〃	838番1	〃	337.75
	〃	839番1	〃	535.86
	〃	840番1	〃	426.80
	〃	842番1	〃	7,137.95
	合 計	15筆		62,849.56

(定款変更後の経過)

附 則

(施行期日)

この定款は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和46年10月11日から施行する。

(特養の設置及び浴風会病院組織の確立)

附 則

この定款は、昭和48年11月22日から施行する。

(基本財産の変更)

附 則

この定款は、昭和49年11月28日から施行する。

(施設名称の変更)

附 則

この定款は、昭和52年11月4日から施行する。

(組織の変更)

附 則

この定款は、昭和60年4月1日から施行する。

(基本財産の変更他)

附 則

この定款は、昭和62年7月20日から施行する。

(特養の設置、基本財産の変更及び所属庁の変更)

附 則

この定款は、平成2年5月18日から施行する。

(厚生省定款準則に準拠する字句修正、有料老人ホーム黒光園の廃止)

附 則

この定款は、平成3年11月16日から施行する。

(社会福祉事業法及び老人福祉法等の一部改正、在宅福祉サービスセンターの位置付)

附 則

この定款は、平成4年3月30日から施行する。

(厚生省定款準則に合せる)



附 則

この定款は、平成6年6月22日から施行する。

(厚生省定款準則に合せる、基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成8年4月1日から施行する。

(ケアハウス及び在宅介護支援センターの設置並びに基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成10年2月9日から施行する。

(厚生省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成12年3月9日から施行する。

(介護保険事業開始、監事増員)

附 則

この定款は、平成12年9月1日から施行する。

(役員の増員等について)

附 則

この定款は、平成14年2月28日から施行する。

(高齢者痴呆介護研究・研修東京センターの設置並びに基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成15年3月18日から施行する。

(第三南陽園及び浴風会グループホームひまわりの設置並びに基本財産の変更、厚生労働省定款準則に合せる)

附 則

この定款は、平成15年9月17日から施行する。

(病院再編整備に伴う基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成17年1月27日から施行する。

(訪問介護員養成研修事業の追加)

附 則

この定款は、平成17年10月28日から施行する。

(老人居宅介護等事業の追加、厚生労働省定款準則に合せる)

附 則

この定款は、平成18年7月6日から施行する。

(厚生労働省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成19年1月30日から施行する。

(老人介護支援センターの削除、障害福祉サービス事業及び地域包括支援センターの追加)

附 則

この定款は、平成20年2月4日から施行する。

(厚生労働省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成23年1月27日から施行する。

(専務理事の設置及び常務理事の増員等)

附 則

この定款は、平成25年5月9日から施行する。

(基本財産建物の変更)

附 則

この定款は、平成25年7月5日から施行する。

(訪問介護員養成研修事業名称の変更)

附 則

この定款は、平成26年6月12日から施行する。

(生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の追加)

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法改正による変更、小規模型事業所内保育事業の追加)